

福岡県福祉労働部保護・援護課

お薬手帳を活用した医療扶助適正化事業について

○概要

- ・生活保護受給者に対して、特定のステッカーを配布し、お薬手帳に貼ってもらうことで、お薬手帳の一冊化を図る。
- ・医療機関や調剤薬局へ行く際には、必ずステッカーを貼ったお薬手帳を持参するよう促し、お薬手帳の持参定着を図る。

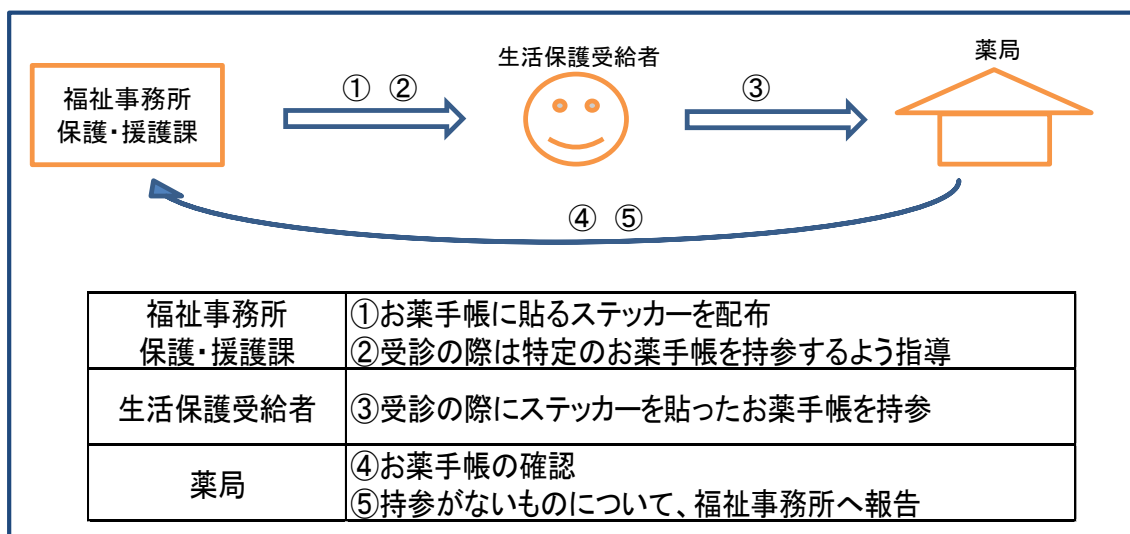
○取組目的

お薬手帳の持参の定着・一冊化（普及・意識づけ）

○取組内容

- ① 保護・援護課、福祉事務所はお薬手帳へ貼るステッカーを生活保護受給者へ配布する。
- ② 福祉事務所は医療機関等を受診の際は、必ずお薬手帳を持参するよう指導する。
- ③ 薬局はお薬手帳の持参がない者又はステッカーの貼付がない者について、保護・援護課へ報告を行う。
- ④ 福祉事務所は、薬局より報告のあった者に対して、特定の一冊のお薬手帳を持参するよう指導する。

○取組スキーム



○試行的実施について

県保健福祉(環境)事務所のうち下記1事務所で試行的に実施を行い、実施効果を検証する。

- ・実施事務所：南筑後保健福祉環境事務所
- ・対象者：大木町、広川町にお住まいの生活保護受給者
約200世帯、約300人
- ・実施期間：令和3年3月～

■シールの貼付【例】



<表紙の裏面>

■ 記載日 年 月 日	
生年月日	年 月 日 (歳)
性別	男性・女性 身長 cm 体重 kg
血液型	A・B・O・AB型 Rh(+・-)
住所	
緊急連絡先	
副作用歴 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
アレルギー歴 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
主な既往歴 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 肝疾患 <input type="checkbox"/> 前立腺肥大 <input type="checkbox"/> 気管支喘息 <input type="checkbox"/> 緑内障 (<input type="checkbox"/> 開放型 <input type="checkbox"/> 閉塞型 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> アレルギー性疾患 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
ジェネリック (後発) 医薬品希望 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
あなたのかかりつけの薬局名・連絡先	

**お薬手帳
活用促進**

お薬手帳 5つのいい事!!

い 医療機関などに行くときは必ず持って行きましょう

- かかりつけ薬剤師・薬局には必ず見せましょう。
- 薬の重複や良くない飲み合わせを未然に防止できます。
- 同じ薬による副作用の再発を防止できます。
- 薬の使用の記録があることで、より安全に薬を使用することができます。

い 言いたいことや伝えたいことを書いておきましょう

- 体調の変化や気になったこと、医師や薬剤師に相談したいことを書いておきましょう。

い 一般用医薬品 (OTC医薬品等)・健康食品も記録して

- 思いがけない、良くない飲み合わせ・食べ合わせが見つかることがあります。

い いつも携帯・いつも同じ場所に保管して

- 旅行先で病気になったときや災害時に避難したとき、救急のときなど、お薬手帳があれば、あなたが飲んでいる薬を正確に伝えられます。
- ご家族にも、あなたがお薬手帳を持っていることを知らせておきましょう。

い 1冊にまとめましょう

何冊もお薬手帳を持っていませんか？

- 飲んでいるすべての薬を「1冊で」記録することが大切です。病完ごとや薬局ごとに、別々のお薬手帳を作らないようにしましょう。

スマートフォンで買いただける「電子お薬手帳」もごさいます。

「お薬手帳の活用推進」報告書(記載例)

薬局名:



No	調剤を行った月日	公費受給者番号	保健福祉 (環境)事務所名	活用状況コード				備考
				手帳を持参していない			手帳を持参している	
				1 作ったことがない／無くした	2 持ってくるのを忘れた	3 その他の理由	4 ステッカーが貼られていない	
例	R3.4.1	9999999	南筑後		○			
1			南筑後					
2			南筑後					
3			南筑後					
4			南筑後					
5			南筑後					
6			南筑後					
7			南筑後					
8			南筑後					
9			南筑後					

「お薬手帳の活用推進」報告書(記載例)

薬局名:

No	調剤を行った月日	公費受給者番号	保健福祉 (環境)事務所名	活用状況コード				備考
				手帳を持参していない			手帳を持参している	
				1 作ったことがない／無くした	2 持ってくるのを忘れた	3 その他の理由	4 ステッカーが貼られていない	
例	R3.4.1	9999999	南筑後		○			
1				<p>【手帳の持参状況に応じた薬局でのお声掛け等】</p> <p>手帳を持参していない</p> <p>1 作ったことがない／無くした ⇒ 手帳の作成をお願いします。</p> <p>2 持ってくるのを忘れた ⇒ 次回持参するようお声掛けをお願いします。</p> <p>3 その他の理由 ⇒ わかる範囲でご記入をお願いします。</p> <p>手帳を持参しているが、ステッカーが貼られていない</p> <p>4 ステッカーが貼られていない ⇒ 報告書へ記入。対象者へのお声かけ等は不要です。</p> <p>※ステッカーを貼っているお薬手帳を持参している場合には、報告は不要です。</p> <p>【報告書送付先】</p> <p>福岡県庁福祉労働部保護・援護課あて</p> <p>E-mail : engo@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>FAX : 092-643-3306</p>				
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

くすいてちょう ひとりいっさつ ～お薬手帳は一人一冊に～

◆お薬手帳は、あなたが安心してお薬を使用するための大切な記録です。

◆医師・薬剤師が治療にかかわる上で重要で欠かせない情報です。

◆薬の重複やよくない飲み合わせを未然に防止できます。

・医療機関や薬局にはお薬手帳を必ず持って行きましょう。

・体調の変化や気になったこと、医師や薬剤師に相談したことを、お薬手帳の余白などに書いておきましょう。

・飲んでいるすべての薬を一冊で記録することが大切です。病院や薬局ごとにももらったお薬手帳は

「ひとりいっさつ」にまとめましょう。

お薬手帳が何冊もあると、医師や薬剤師に薬の情報が正しく伝わりません。その結果、知らないうちに同じ働きの薬や、飲み合わせの悪い薬が処方されるおそれがあります。

普段使うお薬手帳を決めたら、

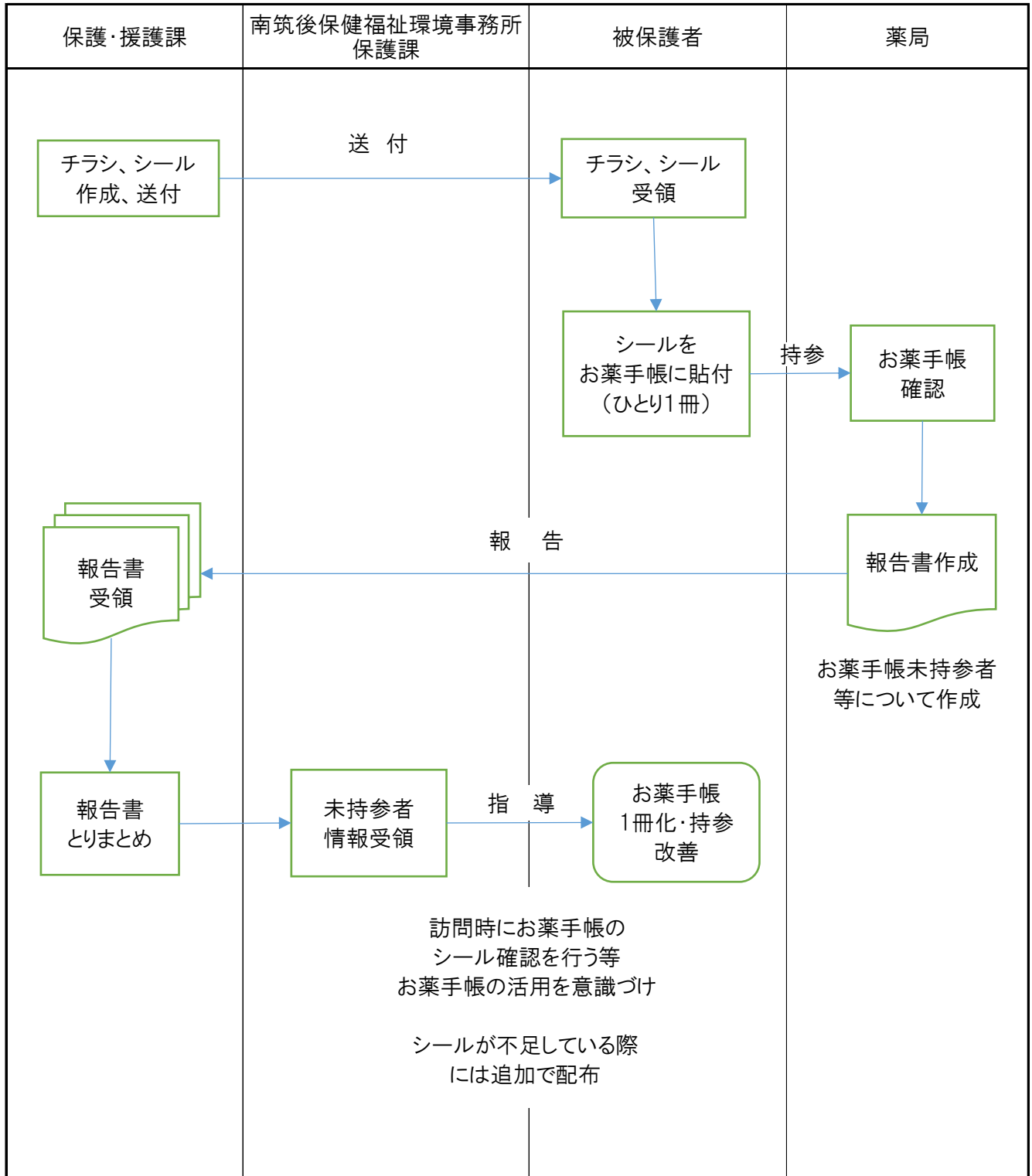
今回配布したシールを貼いましょう。

お薬手帳
活用促進

福岡県福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

でんわ
電話：092-643-3295

お薬手帳活用業務フロー図



お薬手帳を活用した重複処方適正化

【平成31年度予算(案)】 30,000千円
 実施主体：福祉事務所設置自治体
 補助率：10/10

(1) 取組の趣旨

- 生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、一冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処防止や重複処方の確認を行う。
 (※)お薬手帳にステッカーを貼付することで複数のお薬手帳を利用できないようにする。複数のお薬手帳を所持している者については一冊に集約、お薬手帳を所持していない者については一冊を所持する。
- 現在、薬局の一元化に向けて検討しており、当該取組については、薬局の一元化を行う事業メニューで実施する。

(2) 事業の内容

＜お薬手帳持参の推進＞

(お薬手帳の一冊化)

- ・お薬手帳の情報をまとめ、ステッカーを貼ることで一冊に集約する。
- ・福祉事務所は、生活保護受給者に対して、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際は、ステッカーを貼付したお薬手帳を必ず持参するように指導。

(医療機関・調剤薬局)

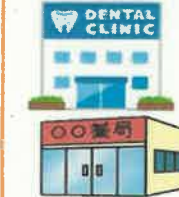
- ・医療機関及び調剤薬局において、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡。

(福祉事務所)

- ・ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーより持参を指導するとともに、薬局等の薬剤師と連携して服薬管理指導を実施。
- これらの取組により、従来のレセプト情報による重複処方の確認では、レセプト送付が診療月から2箇月遅れとなるため、速やかな対応が困難であったが、リアルタイムで把握することが可能。
- 本事業の効果については、レセプト等を確認して医療費適正化の効果測定を行う。

イメージ図

＜医療機関・薬局＞



②ステッカー貼付のお薬手帳の持参

＜生活保護受給者＞

③ステッカー貼付のお薬手帳を持参しなかった場合の情報提供



＜福祉事務所＞

①ステッカーの貼付
 ④ステッカー貼付のお薬手帳の持参指導

(3) 要求内容

ステッカーの需用費＋服薬管理指導の委託費 300千円 × 100福祉事務所 = 30,000千円

都市部を念頭として引き続き計上しているため、御承知おき願いたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策としては、更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、窓口負担等について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方を検討している。

3 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施しているが、平成31年度においても、指定医療機関・薬局の所在、交通機関等の地域ごとの事情にも配慮しつつ、引き続き実施したいと考えているので御承知おき願いたい。

また、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として平成31年度当初予算（案）に補助率10/10で計上している。本事業については、将来的な全国展開も視野に入れて推進したいと考えており、実施可能な自治体においては積極的に実施するよう努められたい。

4 後発医薬品の使用原則化について

医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2018年度以降の毎年度において80%を掲げている。

生活保護制度では、着実にその使用割合は増加しているところであり、平成29年6月時点で、医療全体よりも使用割合が高くなっている。しかしながら、さらに取組を進めるためには、運用ではなく制度的対応として、後発医薬品の原則化が必要との要望が出されていた。

こうした状況を踏まえ、先般、生活保護法第34条第3項を改正し、生活保護制度においては、医師又は歯科医師（以下「医師等」という）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものであり、平成30年10月1日から施行されている。

施行以降、各自治体においては、適正な運用に協力いただいているところであり、感謝申し上げます。運用の中で、医薬品の承認に係るルールが整備される以前に製造された